

1. 序論

(1) 問題設定

地方は少子高齢化や人口減少等により衰退している。東京圏一極集中に改善の見込みはなく、東京圏では今後急速に高齢化が進展し、医療・介護の問題が生じる。政府は人口減少に歯止めをかけ、東京圏一極集中を是正するため、地方創生を進めている。元地方創生担当大臣の山本幸三氏は自身の著書で、「観光は地方創生にとって極めて重要な鍵だ。観光が持つ広範な経済波及効果を考えれば、人口減少下において、国内外から観光客を積極的に呼び込み、交流人口の拡大を戦略的に創出していく必要がある。特に、近年、急激に伸びるインバウンド需要をどう取込むかが肝だ。」(2018:62)と述べている。滋賀県は、サイクリングで琵琶湖を周遊する「ピワイチ」でエコツーリズムによる交流人口の増加を進めている¹。このように地方創生では、政府、地方自治体から観光政策が特に注目されている。本稿では、地方創生における観光政策について検討する。

(2) 地方創生の始まり

「経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～」では、「人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応は、地域において特に重要な課題であり、そのための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。」²としている。これを踏まえて、政府は平成26(2014)年9月に、まち・ひと・しごと創生本部を内閣に設置した。同年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」³(以下、長期ビジョンという)が策定された。長期ビジョンでは、2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進むとされ、東京圏に過度に人口が集中していることが、日本全体の人口減少に結びついていると示された。長期ビジョンを踏まえて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略という)」が策定された。総合戦略における基本的な考え方は、①人口減少と地域経済縮小の克服、②まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立である⁴。

地方自治体は国の通知に基づき、地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定した。平成27年10月末までに策定できたのは、都道府県で38団体、市区町村で728団体である⁵。

¹ 滋賀県「滋賀にしかないエコツーリズム」

<http://www.pref.shiga.lg.jp/d/ecotourism/detail/60.htm>
1, アクセスは2019年1月25日に最終確認。以下、全て同様。

² 内閣府, https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2014/0624/shiryo_01.pdf

³ 首相官邸「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン概要」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/20141227siryou2.pdf>

⁴ 首相官邸「まち・ひと・しごと創生『長期ビジョン』『総合戦略』」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/panf_vision-sogo.pdf

⁵ 首相官邸「地方版総合戦略の策定状況」

(3) 政府の観光政策

平成15(2003)年1月、小泉首相は国会で、平成22年に日本を訪れる外国人旅行者を約500万人から倍増させることを目標とすると述べた⁶。そして、同年4月にはビジット・ジャパンキャンペーンを開始し、政府が観光立国に向けて本格的に取り組み始めた。平成18年12月には観光立国推進基本法が成立し、観光立国推進基本計画をマスタープランとした施策が進められた。その後、平成20年10月に観光庁が設置された⁷。平成25年3月に観光立国推進閣僚会議が設置され、同年6月に「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を取りまとめた⁸。平成27年11月、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議を開催し、平成28年3月に「明日の日本を支える観光ビジョン(以下、観光ビジョンという)」が策定された。ここでは観光は「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成への成長戦略の柱として、観光を日本の基幹産業へと成長させるとしている。主な数値目標は、訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、2030年に6000万人、訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円である⁹。

平成28年5月、観光ビジョンを踏まえた政府の短期的な行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム2016(観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016)」を策定し、政策を進めている。

2. 先行研究と分析の枠組み

(1) 先行研究

①地域振興と地方創生

地域振興政策と地方創生の違いについて山田は、「これまでの地域振興策と比較すると、現在の地方創生戦略には、地方自治体自らが創意工夫を凝らし地域振興を企画立案・遂行する自治体として位置づけられているという特徴がある」(山田2016:30)と述べており、地方創生は地方自治体が主体であることがわかる。

石破は、歴代内閣における地方再生の構想である「日本列島改造論」、「田園都市国家構想」、「ふるさと創生」は優れた構想であったものの、「この政策を実行しなければ、日本国そのものが維持できない」という危機感まではなかったが、地方創生では、危機感があることと政府が長期ビジョンで人口問題について1億人を目途として取り組むことを明らかにしていることが過去の地域振興と大きく異なる点であると述べている(石破2017:25-26)。

観光振興による地域振興の必要性について奥野は、「地域振興政策には、定住促進や産業振興があります。しかし、従来

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/pdf/h27-11-10-sakutei_joukyou.pdf

⁶ 首相官邸「第156回国会(平成15年1月31日)における小泉内閣総理大臣施政方針演説」

http://www.kantei.go.jp/jp/koizumispeech/2003/01/31sis_ei.html

⁷ 観光庁「観光庁について」

<http://www.mlit.go.jp/kankochou/kankorikkoku/index.html>

⁸ 観光庁「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」

<http://www.mlit.go.jp/common/001000830.pdf>

⁹ 観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れなくなる日本へ—」

<http://www.mlit.go.jp/common/001126598.pdf>

の産業が衰退、仕事が減少、定住も大幅な増加が見込めないという現状もあります。そこで観光振興による地域振興に期待が高まることとなります。」(奥野 2018:79) と論じる。

納村は、「大企業の工場進出による雇用の創出やお金の流入には大きく期待できない時代においては、流入を図る手段としては観光振興が挙げられます。」(納村 2016:96) と指摘する。

このように、地方創生では政府が危機感を持って人口問題に向き合うこととし、地方自治体が自主的に創意工夫を凝らし地域振興を企画立案する点に特徴がある。そして、観光振興による地域振興により経済効果が期待されている。

②産業政策としての観光

「日本経済は、製造業中心主義的な産業政策と、労働を重視して余暇を軽視する価値観を育んできた。この結果、余暇に関する産業についてあまり重要なものと見なされることはなく、その在り方が真剣に議論されることもなかった。」(戸崎 2017:17) との戸崎の指摘に示されるように、日本は観光を主要な産業政策としてこなかった。

藻谷・山田は、これまで、地方の産業振興・雇用創出は工場誘致が主であったが、工場では自動化が徹底され、ほとんどの作業をロボットがこなすので、工場が地元の人を雇う余地は激減しており、大企業を誘致し多少税収は上がっても、雇用には直接結びつかず、人が働き、稼ぐことで消費も促され、税収も伸びなければ地域は存続できないとしている。観光は産業として直接雇用に関わり、外貨獲得と地域内のキャッシュフローを活性化させるのにも効果的であるので、観光・サービスを重要産業と捉え、発展的に伸ばし、他産業へ効果的に波及させる必要性を述べている(藻谷・山田 2016:50-51)。

このように、日本は製造業を中心とし、余暇産業を重視してこなかったため、地方の産業振興は工場誘致中心であった。工場の自動化により地方での雇用が大幅に減少している中、観光は雇用が生まれやすく、経済波及効果が期待できるので、重要産業として位置づける必要がある。

③地方創生と観光

穂刈は、観光者の行動と観光地の誘客要因の関係を分析した。その結果、「観光による地方創生のためには、観光客を再定義して、フォーカスされた観光客のニーズやウォンツに適合する観光施策を講じること、観光に関わるアクター間の連携を促すことが重要である」(穂刈 2016:225, 228) と述べている。

観光政策の関係者が連携し、観光客の希望を的確に捉え、対応する観光政策を進めることが求められる。

(2) 研究の必要性

先行研究では、地域振興と地方創生、産業政策としての観光政策、地方創生と観光を対象として考察したものはあるが、地方自治体がどのような理由から観光政策の充実に取り組むのかは必ずしも明らかではなく、計量的な観点からの研究が求められる。本稿におけるリサーチクエスションは、「なぜ地方自治体は地方創生を契機として観光政策を充実させたのか」である。

本稿では、地方自治体のうち、都道府県を対象とする。都道府県は面積が一定規模あり、何らかの観光資源があるので、観光政策を充実させるモチベーションを持ちうるからである。面積が極めて狭い市町村や観光資源がない市町村は、観光政策を充実させるモチベーションが低いものもありうる。また、分析に必要なデータは、市町村より都道府県の方が入手しやすい。本稿を通じて、地方創生において都道府県が観光政策を充実させた理由を明らかにすることができれば、今後、広域で観光政策を立案する上での手がかりとなるだろう。

(3) 仮説の設定

観光は地方創生の切り札と言われている。観光が注目される中で、なぜ都道府県は地方創生を契機として観光政策を充実させたのか。考えられる仮説を挙げる。

①インバウンド仮説

インバウンド(訪日外国人観光客)の増加が著しい状況では、外国人の受入環境の充実・整備が必要になる。多言語対応など環境整備をするとともに、さらにインバウンドを増やそうとプロモーションや旅行費用の補助をする都道府県は観光政策を充実させる。

長谷は、観光振興によるマイナスの影響として、自然環境の破壊、生活環境の悪化、観光資源の損傷及び地域社会の変容が挙げられる。具体的には、観光客の増大により、森林の伐採、ゴミや汚水処理、車両による大気汚染・騒音・交通渋滞などの問題が発生すると論じる(長谷 2003:23)。これは、観光客が増加することにより、当然必要なコストであり、観光政策によって対応が求められる課題である。

熊谷は、「Wi-Fi 環境の整備は、訪日外国人旅行者が中小都市を訪れたいと思う条件の一つである。そのため、各自治体が早急にインターネット環境を整備し、訪日外国人向けのインバウンド対策を推し進めることが急務である。」とし、「外国人が快適に安心して日本国内を旅するためには、インターネット環境の整備だけでは不十分である。あわせて、さまざまな言語での情報提供が必要となる。」(熊谷 2018:236-237) と指摘する。

観光庁の資料によれば、外国人旅行者が旅行中に困ったこととして多い順に、無料公衆無線 LAN 環境が 36.7%、コミュニケーションが 24.0%、目的地までの公共交通の経路情報を入手が 20.0% というアンケート結果が出ている¹⁰。この結果は、急増する外国人の受入環境整備が必要であることを示唆する。

矢ヶ崎は、政府や地方自治体のプロモーションの内容がターゲットにとって訴求するものであれば、数ある旅行先の中から日本を選ぶと述べる(矢ヶ崎 2017:27)。これは観光政策において、的確なプロモーションが重要であることを示唆する。

このように、訪日外国人観光客が快適に旅行するために、受入環境を幅広く整備することが求められる。また、戦略的なプロモーションも行うことで、外国人観光客の更なる増加が期待できる。

②経済波及期待仮説

観光産業を成長させることにより他産業への経済波及効果を期待する都道府県は観光政策を充実させる。

¹⁰ 観光庁「外国人旅行者に対するアンケート調査結果につ

いて」<http://www.mlit.go.jp/common/000190659.pdf>

長谷は、「観光振興は、観光産業はもとよりのこと、第一次産業、地場産業、商業などにも幅広く経済波及効果をもたらすので、多くの場合地域経済の活性化をねらいとしている。」(長谷 2003:8) と述べる。

溝尾は、観光産業は地域の第1次産業、第2次産業、他の第3次産業からの原材料や商品の供給によって支えられており、観光の経済効果は地域の広範囲に及ぶ。観光産業の経済効果が大きくなれば、他の産業にもプラスの効果が働く。第1次産業が6次産業化に取り組み、第2次産業が製造過程を公開することで観光客に直接結び付き、新たな経済効果も生み出されると指摘する(溝尾 2018:102)。

このように、観光産業は裾野が広いので、観光産業の発展により他の産業も成長する。また、他の産業も工夫次第で観光資源となり、新たな経済効果が生まれる。

③人口減少対応仮説

交流人口の増加や、移住等により人口減少に対応しようとする都道府県は観光政策を充実させる。

木下は、人口は「定住人口」だけに留まらず、「交流人口」があり、ある地域に観光などを目的に訪れる人口のことである。地方において「定住人口」を急に増やそうとしても、極めて困難であるため、「交流人口」を増加させ、消費をしてもらおうという話になる。「交流人口」を増やそうとしたときに極めて熱いのが「観光」であり、地方にとって、観光産業が潜在成長力のある分野であることは言うまでもないと述べる(木下 2016:166)。

観光庁の資料によれば、観光交流人口増大の経済効果として、「定住人口1人当たりの年間消費額(125万円)は、旅行者の消費に換算すると外国人旅行者8人分、国内旅行者(宿泊)25人分、国内旅行者(日帰り)80人分にあたる¹¹⁾」としており、人口減少分を交流人口により補うことができ、地域の魅力に取りつかれて定住につながる可能性もある。仮に定住に繋がらなくても、観光により定住と同様の経済効果が期待される。

このように、定住人口の増加は重要な課題であるが、長期的な視点での政策が求められる。一方、交流人口は観光政策により比較的短時間での増加が期待され、人口減少を補うことができる。

④財政仮説

財政難により国の財源確保を目標とする都道府県は観光政策を充実させる。

田中らは、「自治体への財政支援については、地方創生にかかる交付金が用意され、地方自身がやる気やアイデアを出し、それに対して国はさまざまな形でそれを支援するという手法がとられることとなった。すなわち、かつてのように、一律、均等、平等に自治体を応援するのではなく、積極的に取り組んでいるところ、頑張っているところを重点的に地方創生の交付金で応援しようとする考え方が示されたのである。」(田中ら 2018:36-37) と述べる。

総合戦略では、基本目標①「地方における安定した雇用を創出する」の政策パッケージで「地域産業の競争力強化(分野別取組)」に「観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進」がある¹²⁾。政府は観光政策を地方創生における重点政策の一つとしていることから、財政支援を比較的受けやすい可能性がある。

このように、地方創生では、地方自治体の先進的な取組に対して優先的に財政支援がされる。特に観光政策は、政府が注目しているので交付金による財政支援が期待できる。

⑤雇用仮説

雇用拡大を目標とする都道府県は観光政策を充実させる。

田中らは、都会に転出するのは地域に働く場所が少ないからであり、定住人口減少に歯止めをかけるために雇用の創出が必須であると指摘する(田中ら 2018:17)。

戸崎は、観光は機械による自動化や省力化が難しく、付加価値を高めるには人的要素が大部分を占めることから、雇用吸収力が高いことが観光産業の魅力であると述べる(戸崎 2017:29)。

五艘は、「また観光産業はいわゆる人に頼る産業であり雇用効果が高い。社会経験が少ない若者、女性、シニアと様々な年齢層が活躍でき、また常勤でもパートタイムでも雇用されることが可能である。」(五艘 2017:184) と論じる。

このように、観光産業は機械化に十分対応できないため雇用が創出されやすい。また幅広い年齢層が活躍でき、多様な働き方ができる。

(4) 変数の設定・操作化

以上の仮説を計量分析により検証するため、従属変数と独立変数を設定して操作化する。

従属変数は、観光政策の充実である。独立変数は、①外国人の訪問状況(インバウンド仮説)、②観光産業の現状(経済波及期待仮説)、③人口減少への対応(人口減少対応仮説)、④財政状況(財政仮説)、⑤雇用の状況(雇用仮説)である。以上を操作化し、次の指標を使用する。

従属変数を操作化した指標は、「決算¹³⁾の歳出総額に占める観光費割合の増減率(平成26(2014)年度から平成27年度の増減率)」である。平成26年度、平成27年度の都道府県別決算の「歳出総額」、「観光費」、「歳出総額に占める観光費割合」及び「割合の増減率」は別表1のとおりである。歳出規模は都道府県ごとに異なるので、金額での比較は難しい。そこで、歳出総額に占める観光費割合の対前年度増減率を比較する。

従属変数の指標に平成26年度から平成27年度の増減率を使用する理由は、政府による地方自治体への財政支援があり、地方創生を契機とする観光政策の充実が最も顕著に表れると予測される時期だからである。財政支援は、表1のとおりである。

¹¹⁾ 「京都観光データウォーク講演資料」
<https://www.fttsus.jp/spring2018/wp-content/uploads/2018/03/【瓦林審議官講演資料】京都観光データウォーク2018%EF%BC%88配布・WEB用%EF%BC%89.pdf>

¹²⁾ 注4と同じ。

¹³⁾ 都道府県の普通会計、収益事業会計、交通災害共済事業会計及び公立大学附属病院事業会計の決算を集計したもの。総務省「平成27年度都道府県決算状況調第1資料のみかた」http://www.soumu.go.jp/main_content/000467393.pdf

【表 1】政府の財政支援（平成 26 年度～平成 27 年度）

財政支援名称			金額 (億円)	予算措置 年度	執行 年度
地域住民生活等 緊急支援のため の交付金	地方創生 先行型	基礎 交付	1,400	26 補正	27
		上 乗 せ 交付	300	26 補正	27
	地域消費喚起・生活支援型		2,500	26 補正	27
地方創生加速化交付金			1,000	27 補正	28
まち・ひと・しごと創生事業費			10,000	27 当初	27

出典：首相官邸¹⁴・観光庁¹⁵・財務省¹⁶の各 HP に掲載の資料に基づき筆者作成

「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）（以下、先行型交付金という）」の基礎交付は、人口や財政力指数等を踏まえて全地方自治体に配分された。基礎交付はどの政策に充当するか地方自治体が決めることができる。したがって、観光政策を充実させれば観光費に計上される。上乘せ交付は 2 つに分かれ、①地方創生における先駆的な事業を対象としたもの、②平成 27 年 10 月 30 日までに適切な重要業績評価指標（KPI）が設定された地方版総合戦略が策定されている地方自治体の事業を対象としたものである。上乘せ交付は交付申請をした地方自治体のうち、一部のみ交付決定される。観光事業で交付決定されると観光費に計上される。

「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域消費喚起・生活支援型）（以下、地域消費喚起交付金という）」は、人口や財政力指数等を踏まえて全地方自治体に配分された。ふるさと名物商品券・旅行券（域外消費喚起）の事業で交付決定されると観光費に計上される。

先行型交付金、地域消費喚起交付金の交付決定日は平成 27（2015）年 3 月 24 日以降であり、平成 26 年度内に予算を執行することは難しい。平成 27 年度に全額繰り越した自治体が大半である。

「地方創生加速化交付金」は、地方創生における先駆的な事業で交付申請をした地方自治体のうち、一部のみ交付決定される。同交付金の交付決定は平成 28 年 3 月下旬以降であり、平成 27 年度内に予算を執行することは難しく、平成 28 年度に全額繰り越した自治体が大半である。平成 26 年度及び平成 27 年度の観光費にほぼ計上されないため、今回の分析対象から外す。

¹⁴ 首相官邸「地方創生交付金の概要」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/>

¹⁵ 観光庁「地方創生に係る観光関係施策について」

<http://www.kansai.meti.go.jp/2chuusyou/150130kankoutyoutyo.pdf>

¹⁶ 財務省「財政制度分科会（平成 27 年 5 月 11 日開催）資料 1 地方財政について」

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia270511/01.pdf

¹⁷ 同上。

「まち・ひと・しごと創生事業費」は、地方財政計画に計上された。行革努力分、地域経済活性化分、取組の必要性及び取組の成果を指標化したものを踏まえて交付額が決まる¹⁷。地方交付税¹⁸は使途が限定されていないので、どの政策に充当するか地方自治体が決めることができる。したがって、観光政策を充実させれば観光費に計上される。地方交付税の交付決定は平成 27 年 7 月 24 日である。

以上より、地方創生の観光政策に対する効果が一番顕著に表れるのは平成 27 年度の決算額である。

次に独立変数を操作化した指標は、①インバウンド仮説は「外国人訪問率」、②経済波及期待仮説は「県内総生産に占める宿泊・飲食サービス産業生産額の割合」、③人口減少対応仮説は「人口増減率」、④財政仮説は「実質収支比率」または「財政力指数」、⑤雇用仮説は「完全失業率」を用いる。独立変数の指標に平成 24 年度または平成 24 年のデータを使用する理由は、都道府県が地方創生の政策決定時に判断材料とした最新のデータだったからである。

3. 計量モデルの構築と分析結果

（1）データ

データは、47 都道府県のものを使用する。従属変数の指標は平成 26（2014）年度及び平成 27 年度、独立変数の指標は平成 24 年または平成 24 年度のデータを使用する。

従属変数の指標に関する「決算の歳出総額」と「観光費」は、「地方財政状況調査関係資料¹⁹の都道府県決算状況調査第 2 計数諸表第 5 表目的別歳出内訳 5-2 都道府県別内訳」の平成 26 年度及び平成 27 年度のデータを筆者が加工したものを使用する。

次に独立変数の指標である。

①インバウンド仮説の「外国人訪問率」は、「訪日外国人消費動向調査²⁰『2012 年の年間値の推計（暦年）』集計結果の付表 2 国籍（16 区分）別都道府県別訪問率【観光・レジャー目的】の調査項目全体の訪問率」のデータを使用する。

②経済波及期待仮説の「県内総生産に占める宿泊・飲食サービス産業生産額の割合」は、「県民経済計算（平成 18 年度-平成 27 年度）（2008SNA、平成 23 年基準計数）²¹ 1. 総発表 1. 県内総生産（生産側、名目）※支出側も同じ」の平成 24 年度のデータと、「2. 主要系列表 1. 経済活動別県内総生産（名目）の宿泊・飲食サービス業」の平成 24 年度のデータを筆者が加工したものを使用する。

③人口減少対応仮説の「人口増減率」は、「e-stat の人口推計²²第 7 表都道府県別人口増減率-総人口（平成 23 年 10 月か

¹⁸ 平成 26 年度、平成 27 年度の不交付団体（都道府県）は東京都のみである。

¹⁹ www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_1.html

²⁰ <http://www.mlitt.go.jp/kankochou/siryoutoukei/syouthyouyou.html>

²¹

https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/main_h27.html

²² https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=7&year=20120&month=0&tclass1=00001011679&result_back=1&second=1&second2=1

平成 24 年 9 月)」のデータを使用する。

④財政仮説の「実質収支比率」または「財政力指数」は、「地方財政状況調査関係資料²³の都道府県決算状況調査第 2 計数諸表第 1 表決算状況 1-3 実質収支比率等の状況」の平成 24 年度データを使用する。

⑤雇用仮説の「完全失業率」は、「e-stat 政府統計名労働力調査²⁴-提供統計名労働力調査-提供分類 1 都道府県別結果(モデル推計値) 提供分類 2 時系列データ (1997 年～) 年平均第 6 表都道府県別完全失業率(モデル推計値)」の平成 24 年(年平均) データを使用する。

(2) 記述統計量と推定方法

記述統計量は表 2 のとおりである。

【表 2】記述統計量

	平均値	中央値	標準偏差	最小値	最大値
観光費決算割合の増減率	84.269	44.863	118.127	-24.733	527.000
外国人訪問率	4.892	0.807	9.162	0.099	50.487
宿泊・サービス産業の割合	2.463	2.351	0.413	1.874	4.131
人口増減率	-4.219	-4.400	3.699	-14.100	5.600
実質収支比率	1.381	1.000	1.528	0.000	7.100
財政力指数	0.455	0.413	0.179	0.221	0.925
完全失業率	4.017	3.900	0.778	2.500	6.800

注：小数点第 4 位を四捨五入した。

推定は、47 都道府県のデータで重回帰分析を行う。計量モデル式は次のように表すことができる。

$$Y = \beta_0 + \beta_1 X_1 + \beta_2 X_2 + \beta_3 X_3 + \beta_4 X_4 + \beta_5 X_5 + u$$

Y: 決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率

X₁: 外国人訪問率

X₂: 県内総生産に占める宿泊・サービス産業生産額の割合

X₃: 人口増減率

X₄: 実質収支比率(財政力指数)

X₅: 完全失業率

β₀: 定数項

u: 誤差項

(3) 結果の提示

重回帰分析の結果は表 3 のとおりである。なお、White 検定及び Breusch-Pagan 検定を行った結果、分散不均一であったため、頑健標準誤差で推定した。

【表 3】重回帰分析結果

従属変数：決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率

独立変数	モデル 1	モデル 2
外国人訪問率	5.941 *** (1.246)	3.864 ** (1.787)
宿泊・サービス産業の割合	-98.359 *** (27.617)	-55.771 (40.146)
人口増減率	7.144 (4.510)	0.363 (3.819)
実質収支比率	0.170 (11.397)	-
財政力指数	-	261.372 (191.628)
完全失業率	11.329 (12.979)	18.1074 (12.6418)
切片	281.820 *** (99.533)	12.496 (185.476)
R ²	0.425	0.480
自由度調整済 R ²	0.355	0.417
F-test	14.63***	29.72***
N	47	47

注 1：***、**、*は、それぞれ両側検定の結果が 1%、5%、10%水準で統計的に有意であることを示す。

注 2：() は不均一分散標準誤差を表す。

注 3：統計ソフト stata で分析した。

(4) 結果の解釈

分析の結果、財政仮説の指標に実質収支比率を使用したモデル 1 では、外国人訪問率、宿泊・サービス産業の割合及び切片が 1%有意となった。しかし、財政仮説の指標に財政力指数を使用したモデル 2 では、外国人訪問率のみ 5%有意となった。モデル 1 で有意となっていた宿泊・サービス産業の割合と切片は有意とならなかった。モデル 1 とモデル 2 で自由度調整済 R² と F 値を比較すると、共にモデル 2 の方が高いことから、モデル 2 の方が適切である。両モデルで外国人訪問率は共に 5%有意水準を満たすことから、外国人訪問率は決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率に影響を与えていることがわかる。モデル 2 では、外国人訪問率が 1%増えると、決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率は、3.864%増える。

4. 事例分析

計量分析では、外国人訪問率が有意な結果となり、インバウンド仮説が検証された。インバウンド仮説に示される施策は、都道府県における重要施策、計画等からも確認できる。ここでは公表資料が十分あり、地域が異なる北海道、山梨県及び大阪府を分析対象とする。「外国人訪問率」、「決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率」はそれぞれ、北海道は 13.0%、44.1%、山梨県は 8.5%、71.4%、大阪府は 30.1%、286.5%である²⁵。

²³ 注 19 と同じ。

²⁴ <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200531&bu>

nya_l=03&tstat=000000110001&cycle=0&tclass1=000001011635&tclass2=000001011637&result_page=1&second2=1

²⁵ 小数点第 2 位を四捨五入した。

(1) 北海道

北海道は予算編成前に知事の基本的な考え方を示し、重点政策を選定する仕組みを導入している²⁶。平成 27 (2015) 年度の重点政策は、「経済活力」「子育て安心」「人財継承」である。観光政策は「経済活力」に位置づけられ、世界が憧れる観光立国北海道の実現をめざすため、外国人観光客 300 万人の数値目標を掲げている。観光政策は、①北海道新幹線の開業効果の最大化、②外国人観光客などの受入体制の充実、③滞在交流型観光や多彩なツーリズムの推進、④戦略的な MICE の誘致・開催の推進である。②の詳細は、国際航空路線の拡充や道内空港の機能強化、おもてなし力の向上や FIT 化に対応した観光情報の多言語化の推進、ビッグデータの活用による受入体制の検証・強化、宿泊施設の誘致など道外・海外からの投資促進である。③の詳細は、地域の資源を活かした競争力ある観光地づくり、満足度の高い旅行商品の造成促進、SNS などの活用による戦略的プロモーションの展開を推進している²⁷。

平成 26 年度 2 月補正予算において国の先行型交付金を財源とする地方創生対策推進費 2,335,000 千円のうち観光振興事業費は 756,505 千円²⁸で全体の 32.4%を占めている。

また、地域消費喚起交付金を財源とする地域消費喚起・生活支援対策推進費 6,437,000 千円のうち「域外の需要を取り込む取組」は 1,143,204 千円²⁹で全体の 17.8%を占めている³⁰。

北海道では受入環境の整備を幅広く捉え、国際航空路線の拡充や道内空港の機能強化という交通ネットワークの形成を進めており、ここに北海道の特色がある。

(2) 山梨県

山梨県は「やまなし観光推進計画」で総合目標を「やすらぎと感動の山梨」の実現と定め、観光戦略として、①おもてなし戦略、②地域資源活用戦略、③インバウンド観光戦略を掲げている。③インバウンド観光戦略では、富士山を始めとする自然やフルーツ、温泉、ワイン、ジュエリー等の地域資源を活かした観光プロモーションを海外に向けて展開するとともに、訪れた外国人旅行者が安心して旅行を楽しめるよう、受入環境の整備に取り組むとしている³¹。同計画を踏まえて策定された山梨県外国人観光客受入環境整備計画の主な取組

として、①東南アジア等でのトップセールス、富士の国やまなし観光ネットの多言語化の推進、②やまなし Free Wi-Fi プロジェクトの推進、観光施設のバリアフリー化、③語学やハラル対応研修によるおもてなし人材の育成がある³²。

平成 26 年度 2 月補正予算において国の先行型交付金を財源とする地方創生先行型交付金事業費 1,771,584 千円のうち、外国人観光客誘客促進事業費³³は 261,242 千円³⁴で、全体の 14.7%を占めており、一番多く予算を配分していることから、観光政策を充実させたことがわかる。

また、地域消費喚起交付金を財源とする地域住民生活等緊急支援のための交付金(地域消費喚起・生活支援型) 927,485 千円³⁵のうち、「新富士の国やまなし誘客促進事業費³⁶」は 600,000 千円³⁷で、全体の 64.7%を占めており、インバウンド、域外の国内観光客を誘客しようとする姿勢がわかる。

すでに引用した熊谷の指摘のとおり、山梨県は Wi-Fi 環境の整備だけでなく、多言語化による情報アクセスの整備を進めている。これはまさに観光庁のアンケート結果³⁸による課題を解決する観光政策を推進していると言える。

(3) 大阪府

大阪府は、府政運営の基本方針 2015 で重点取組課題の一つに「都市魅力の創造」を挙げている³⁹。

府民文化部では、平成 27 (2015) 年度部局運営方針で、めざす方向を『国際社会の中で敬愛される先進都市』をめざしてとし、重点政策テーマの一つに「さまざまなイベントが四季を通じて開催され、都市魅力とにぎわいがある楽しい大阪」を挙げている。詳細は、①2020 年オリンピック・パラリンピックを見据えた更なる集客促進と都市魅力の発信、②シンボルイヤーにおける都市魅力の発信、③大阪らしい文化・スポーツ施策の実現、④大阪観光局を中心とした戦略的な観光集客と観光客の受入環境の整備等、⑤万博記念公園活性化の推進、⑥百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録に向けた取組み、⑦統合型リゾート(IR)の府内立地に向けた取組みがある⁴⁰。観光政策では、知事重点事業である「大坂の陣 400 年天下一祭」や「水都大阪 2015」を開催し、都市の魅力を発信している。また、Osaka-Free-WiFi の設置促進を図るなど、観光客の受入環境の整備を進めるとともに、外国人旅行者が災害

²⁶ 北海道「重点政策の展開」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/ssk/juten-index.htm>

²⁷ 北海道「平成 27 年度の重点政策 重点的に取り組む政策」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/h27yosangaiyou/27-21850.pdf>

²⁸ 北海道財政課聞き取りによる。

²⁹ 同上

³⁰ 北海道「平成 26 年度一般会計補正予算(第 5 号)」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsi/h265boutoukasira.pdf>

³¹ 山梨県「やまなし観光推進計画」

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/keikaku-hontai.pdf>

³² 山梨県「山梨県外国人観光客受入環境整備計画」

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-k/documents/seibikeikaku.pdf>

³³ 外国人観光客の受入環境を整備するため、観光パンフレ

ットや音声ガイドの多言語化、外国語案内看板の設置等を行うことを目的とする。

³⁴ 山梨県「平成 26 年度 2 月補正予算の概要」

<http://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/documents/h2602hos-eiyosangaiyou.pdf>

³⁵ 山梨県財政課聞き取りによる。

³⁶ 域外を対象として誘客を促進するため、ふるさと旅行券の発行等を行うことを目的とする。

³⁷ 山梨県「平成 26 年度 2 月補正予算の概要」

<http://www.pref.yamanashi.jp/zaisei/documents/h2602hos-eiyosangaiyou.pdf>

³⁸ 注 10 と同じ。

³⁹ 大阪府「府政運営の基本方針 2015」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/9754/00000000/2015.pdf>

⁴⁰ 大阪府「平成 27 年度部局運営方針重点政策推進方針」

http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/16302/00186310/000_all_4.pdf

時に必要な安全情報のチラシを多言語化している。

平成 26 年度 2 月補正予算において国の先行型交付金を財源とする事業費 1,584,000 千円のうち観光事業費は 283,600 千円で全体の 17.9%を占めている。

また、地域消費喚起交付金を財源とする事業費 5,072,165 千円のうちおおさか魅力満喫券事業（知事重点事業）は 3,450,720 千円で全体の 68.0%を占めており、事業費の中で一番多くの予算を配分している⁴¹。

大阪府の政策は、観光政策のみならず都市魅力を高める政策と密接に関係している点に特色がある。大阪という都市を世界に発信していくためには、観光だけでは十分でなく、スポーツ、文化等を幅広く都市の魅力と捉え、政策を推進している。これは、大阪という大都市固有の政策であり、先に述べた北海道や山梨県とは大きく異なる点である。

5. 結論

この研究のリサーチクエスションは、「なぜ地方自治体は地方創生を契機として観光政策を充実させたのか」であった。主たる仮説は、「インバウンド仮説（外国人が訪問することで受入環境の整備、プロモーション、旅行費用の補助をする地方自治体が観光政策を充実させる）」であった。計量分析では、外国人訪問率が有意な結果となり、主たる仮説であるインバウンド仮説が検証された。これは、外国人訪問率が高い地方自治体が、受入環境整備、プロモーション、旅行費用の補助をすることで観光政策を充実させたからである。また、北海道、山梨県及び大阪府の事例分析からもインバウンド仮説で示される施策がなされていることが確認される。一方、都道府県ごとに観光政策を充実させるアプローチには多様性が見られることがわかった。今回研究対象とした平成 26 年度から平成 27 年度は、地方創生開始の時期であり、円滑に政策を推進するため財政支援額が多かった。

ただし、観光政策の一層の充実のためには課題もある。この財政支援は国の財源であり、地方自治体が独自の財源を確保できているわけではないという財政的な点での限界がある。すなわち、地方自治体が観光政策を充実させるためには、十分な財源が必要である。

政府は平成 31 年 1 月 7 日以後の出国から国際観光旅客税⁴²を導入した。平成 31 年度観光庁の予算⁴³は、国際観光旅客税の財源により、66,596 百万円と前年度に比べて 2.42 倍に増額された。政府は財源の使途を十分検討するとともに、地方自治体へも配分する必要がある。そして、地方自治体は政府による財政支援だけではなく、独自の新たな財源の確保を検討する必要がある。例えば、京都市では平成 30 年 10 月 1 日から宿泊税が導入⁴⁴され、観光政策の予算に充当されている。

分析の限界について、観光統計が十分整備されていないことがある。例えば観光庁では、観光入込客数について、共通基準を設けているが、47 都道府県が共通の基準で作成した統

計は未だにない。今後観光統計がより整備されれば、さらに多様な分析を進めることができるであろう。また、地方自治体のホームページで必要なデータが公表されていないことによる限界もある。例えば、予算関係のデータにおいて概要のみ公表されており、詳細を知ることができない、過去の公表データが削除されている等である。オープンデータ化を進めることで住民への説明責任を果たすことになる。行政以外の者がデータを有効活用し、政策提言をすることも期待できる。

観光政策をめぐる本研究をさらに深める上で、政府、地方自治体へのヒアリングを進めることが必要である。前述のとおり、観光統計が十分整備されておらず、データが十分に公表されていない。今回設定した独立変数で不足しているものもあり得るので、ヒアリングを通じて新たな独立変数を追加できる可能性がある。また、都道府県よりも広域、もしくは市町村を対象とした分析をすることで都道府県との比較ができ、今後の観光政策に活かすこともできる。

2020 年には東京オリンピック、2025 年には大阪万博が開催される。外国人を中心に観光客を大幅に増やす大きなチャンスが到来する。政府と地方自治体が丸丸となって観光政策を進めることで、政府が目標とする訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万、2030 年 6000 万を達成し、地方創生に資することが期待される。

(以上)

主要参考文献

- 石破茂 (2017) 『日本列島創生論 地方は国家の希望なり』新潮新書
- 奥野一生 (2018) 『観光地域学』竹林館
- 納村哲二 (2016) 『地域通貨で実現する地方創生』幻冬舎
- 木下斉 (2016) 『地方創生大全』東洋経済新報社
- 熊谷文枝 (2018) 『「地域力」で立ち向かう人口減少社会—小さな自治体の地域再生策—』ミネルヴァ書房
- 五艘みどり (2017) 『地域経済と観光産業』山川充雄編著『地域経済政策学入門』八朔社
- 田中道雄・濱田恵三・佐々木保幸・稲田賢次 (2018) 『日本社会の活力再構築 まちづくり・流通・マーケティングからの提言』中央経済社
- 戸崎肇 (2017) 『観光立国論—交通政策から見た観光大国の論点』現代書館
- 長谷政弘 (2003) 『新しい観光振興—発想と戦略—』同文館出版
- 穂刈俊彦 (2016) 『観光による地方創生には何が必要か(小さなまちの挑戦:地方創生とまちづくり)』『地域活性学会研究大会論文集 8』
- 溝尾良隆 (2018) 『インバウンド観光を視野に入れた DMO の構築、その方法と課題』八田達夫・公益財団法人 NIRA 総合研究開発機構『地方創生のための構造改革—独自の優位性を生か

⁴¹ 大阪府「平成 26 年度補正予算（経済対策分）案の概要」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5163/00181841/1.pdf>

⁴² 出国 1 回につき 1,000 円。平成 31 年 1 月 7 日以後の出国に適用（同日前に締結された運送契約による国際旅客運送事業に係る一定の出国を除く）。
国税庁「国際観光旅客税の概要」
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/kanko/index.htm>

⁴³ 平成 30 年 12 月 21 日閣議決定時点。66,596 百万円のうち国際観光旅客税財源充当額は 48,500 百万円。
観光庁「平成 31 年度観光庁関係予算決定概要」
<http://www.mlit.go.jp/common/001266596.pdf>

⁴⁴ 京都市「京都市宿泊税条例の概要について」
<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000236942.htm>

す戦略を』時事通信出版局

藻谷浩介・山田桂一郎（2016）『観光立国の正体』新潮社

矢ヶ崎紀子（2017）『インバウンド観光入門 世界が訪れたい
なる日本をつくるための政策・ビジネス・地域の取組み』晃
洋書房

山田正人（2016）『地方創生の時代における地域中核企業支援
について—ポスト産業クラスターの新たな展開—』淑徳大学
サービスラーニングセンター年報第6号

山本幸三（2018）『世界が驚く！日本の宝 稼ぐ！地方創生』
タウン情報全国ネットワーク

【別表 1】決算の歳出総額に占める観光費割合の増減率

都道府県	26歳出総額(千円)	26観光費(千円)	26割合(%)	27歳出総額(千円)	27観光費(千円)	27割合(%)	増減率(%) (27割合-26割合) /26割合
北海道	2,390,878,156	1,144,351	0.05	2,401,326,406	1,656,422	0.07	44.12
青森県	687,663,750	1,506,534	0.22	672,248,163	2,458,310	0.37	66.92
岩手県	975,108,885	559,635	0.06	1,017,540,394	1,777,555	0.17	204.38
宮城県	1,294,186,072	712,602	0.06	1,295,318,558	882,112	0.07	23.68
秋田県	624,329,208	1,599,115	0.26	600,960,145	2,250,503	0.37	46.21
山形県	568,650,826	2,463,751	0.43	568,706,578	4,832,601	0.85	96.13
福島県	1,910,482,965	4,233,767	0.22	1,931,855,266	6,201,757	0.32	44.86
茨城県	1,109,615,727	423,686	0.04	1,107,282,742	1,167,502	0.11	176.14
栃木県	744,445,823	1,176,177	0.16	755,779,332	2,727,171	0.36	128.39
群馬県	731,860,142	755,838	0.1	751,895,021	2,501,720	0.33	222.17
埼玉県	1,706,413,282	975,700	0.06	1,710,215,511	1,113,219	0.07	13.84
千葉県	1,630,912,979	1,166,806	0.07	1,687,142,243	2,039,333	0.12	68.95
東京都	6,554,017,319	7,926,590	0.12	6,934,746,228	40,385,217	0.58	381.52
神奈川県	1,950,050,199	801,161	0.04	2,006,372,139	5,168,354	0.26	527
新潟県	1,397,104,116	1,810,998	0.13	1,057,212,908	1,705,543	0.16	24.45
富山県	520,587,304	1,640,440	0.32	493,582,029	1,644,215	0.33	5.71
石川県	528,402,461	3,314,188	0.63	520,979,262	4,571,922	0.88	39.92
福井県	444,436,997	1,322,979	0.3	449,627,031	1,420,743	0.32	6.15
山梨県	471,614,691	1,030,673	0.22	461,461,367	1,728,378	0.37	71.38
長野県	827,678,515	2,366,341	0.29	823,638,407	2,015,928	0.24	-14.39
岐阜県	744,808,582	751,256	0.1	774,767,178	1,250,022	0.16	59.96
静岡県	1,147,723,538	1,846,209	0.16	1,146,988,709	2,127,045	0.19	15.29
愛知県	2,247,502,927	586,736	0.03	2,278,566,952	2,547,496	0.11	328.26
三重県	657,457,673	648,149	0.1	674,998,016	896,832	0.13	34.77
滋賀県	500,661,235	851,187	0.17	502,184,873	2,422,598	0.48	183.75
京都府	943,465,010	1,370,065	0.15	934,360,181	1,547,804	0.17	14.07
大阪府	2,794,522,387	960,330	0.03	2,823,624,279	3,750,499	0.13	286.52
兵庫県	1,997,044,086	311,688	0.02	1,959,167,504	278,705	0.01	-8.85
奈良県	478,261,825	2,162,477	0.45	497,063,734	3,293,476	0.66	46.54
和歌山県	541,519,552	1,590,432	0.29	550,609,543	1,543,706	0.28	-4.54
鳥取県	341,531,739	1,634,964	0.48	340,954,473	1,897,595	0.56	16.26
島根県	518,558,603	1,927,886	0.37	501,782,562	1,857,409	0.37	-0.43
岡山県	690,679,484	754,905	0.11	723,217,632	1,627,459	0.23	105.89
広島県	909,885,208	802,377	0.09	930,253,256	740,242	0.08	-9.76
山口県	647,618,859	734,141	0.11	642,372,913	548,089	0.09	-24.73
徳島県	475,827,231	1,513,418	0.32	466,165,871	1,601,368	0.34	8
香川県	418,730,414	1,602,695	0.38	433,293,841	2,535,112	0.59	52.86
愛媛県	602,073,560	671,669	0.11	616,648,224	674,658	0.11	-1.93
高知県	430,971,995	1,938,962	0.45	444,314,897	2,428,431	0.55	21.48
福岡県	1,611,004,482	733,630	0.05	1,669,152,789	3,117,498	0.19	310.14
佐賀県	427,241,064	1,539,023	0.36	441,868,564	1,383,353	0.31	-13.09
長崎県	668,512,133	924,766	0.14	665,227,441	1,736,782	0.26	88.74
熊本県	754,693,148	560,992	0.07	737,124,406	831,616	0.11	51.77
大分県	551,656,474	557,144	0.1	548,611,968	1,390,588	0.25	150.98
宮崎県	566,116,412	1,308,268	0.23	677,446,735	1,887,820	0.28	20.59
鹿児島県	756,815,673	2,414,467	0.32	777,690,600	4,037,274	0.52	62.72
沖縄県	722,120,400	9,990,353	1.38	724,891,952	8,812,577	1.22	-12.13

注 1：割合、増減率は小数点第 3 位を四捨五入した。

注 2：表の数値を除いても端数処理の関係上、一致しないことがある。

出典：総務省 HP に掲載の資料に基づき筆者作成。